

三田市余裕教室活用ガイドライン

1 ガイドライン策定の目的

三田市においては、現在の社会構造等の変化に伴う少子化の傾向が進んでおり、学校教育現場では、一部地域を除き児童生徒数の減少とそれに伴う学級数の減少により、今後余裕教室の発生が生じることが予想される。

そのような中現在、教育内容・教育方法の多様化が進み、特に新学習システム等の導入により、少人数による学習の場として利用する等各学校において積極的に活用している。また放課後児童クラブの教室やスポーツクラブ21の運営の事務室としても、転用を図りながら目的外として活用し、全体的には、広くその運用を図っている状況にある。

しかしながらこれまでの間、学校の余裕教室等の活用に関しては、その使用目的や使用ルール等は学校毎に違いも見られ、今後国においても社会教育施策、青少年健全育成事業等について推奨していることや市民ニーズも高まりを見せはじめていることから、その有効かつ公平な活用についてのルールづくりが必要となった。

「余裕教室活用ガイドライン」策定については、学校教育法第85条、社会教育法第44条の「学校の施設は、学校教育上支障のない限り社会教育その他公共のための利用に供する」という法の定めに基づきながら、三田市教育委員会独自の視点を加えたルールづくりを行うものであり、また将来の児童生徒数の推計において、余裕と見込まれる教室数について検証を行い、学校、地域、行政の責任を明確にする中で、その活用について具体的方向を示すものでもある。そしてその中では学校施設という場を活用し、地域の大人たちが子どもたちのことに関心を持ち、世代間の交流を深め、あわせて学校と地域の連携や良好な関係づくりを推進することを最大の目的に掲げている。

2 策定の背景について

学校教育では、豊かな人間性や社会性、自ら学び・自ら考える力の育成が求められ、個性を生かす教育や体験的学習が重視されており、更には、学校と家庭・地域社会が連携・協力して地域全体で子どもを育てていくことの重要性が指摘されている。その視点としては、次の内容が上げられる。

(1) 「生きる力」を育む教育の重視

「生きる力」は、学校での組織・計画的な学習とともに、家庭や地域社会での親や兄弟とのふれあい、異年齢の友人等との遊び、地域住民との交流等様々な活動を通じて身につけるものであることから、学校・家庭・地域社会が連携し、総合的な教育環境を創出する必要がある。

(2) 「総合的な学習時間」への対応

地域がもつ産業、生活文化・自然・健康・福祉等の諸資源を教育資源として生かすための創意工夫が重要な課題となっている。

(3) 新教育課程の実施に伴う生活・学習環境への対応

完全学校週5日制以降、子どもたちの学校や地域社会での生活環境は、家庭や地域社会が本来担うべき教育機能を発揮するよう、その教育力の再生という観点からは重要である。

(4) 共生社会への対応

出生率の低下による少子化と相まって、超高齢社会を迎えることも予測され、こうした高齢社会における地域の在り方について検討が必要である。またノーマライゼーションの観点からは、障害のある人もない人も同様に、地域の見守りの中で生活できる環境を整備することが重要である。

(5) 生涯スポーツ・生涯学習社会への対応

生活水準の向上や自由時間の増大等を背景に、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、物質的な豊かさに加え、精神的な豊かさを求める方向にシフトする中で、スポーツや健康づくり、生涯学習・交流等へのニーズが高まっている。

また、子どもから、高齢者、障害がある人が、スポーツや学習・交流活動を楽しむことができるように日常生活圏での諸活動に対する場づくりが求められており、また、これらの人々が主体的に参加するスポーツクラブや学習クラブ等の育成・定着化が課題となっている。

(6) コミュニティレベルでの防災拠点の形成

学校は、災害時における緊急避難場所・救援物資等の備蓄施設等コミュニティレベルでの総合的な防災拠点として位置付けていく必要がある。

3 余裕教室の定義等

<定義>

国の定義には「将来とも恒久的に余裕と見込まれる普通教室」となっているが、少人数学級制度の導入の可否や、新学習システム、総合的な学習の時間など将来的に必要な学級数を把握することが非常に困難であるため、本ガイドラインでは、「当面(5年程度)は、学校教育目的に使用しないことが想定される普通教室」と定義づけ、主にその活用指針を策定する。なお当面は小学校についてのみ本ガイドラインを適用し、将来的には公立中学校、更には公立幼稚園についても検討していく。

<小中学校施設>

- 校庭その他学校敷地
- 建物（校舎など）
 - ・ プール、更衣室、部室（中学校）、倉庫、体育館

- ・ 校舎内教室以外：校長室、校務員室、職員室、保健室、給食室、事務室、更衣室、教材室、放送室、会議室
- ・ 教室：普通教室、特別教室

4 余裕教室の指定・・・詳細別添資料参照

(1) 将来児童推計に基づく余裕教室指定作業

- ①学校施設における現在及び現状制度下における今後5年間の利用実態調査
- ②小学3年生以上に少人数学級制を導入にした場合の教室利用状況予測
- ③学校教育を充実(特色ある学校づくりを実施)していくために必要な教室数調査
- ④上記を加味しても、人口推計上大幅に余裕教室が発生する見込みがある学校

<指定区分>

A：①、②、③及び施設管理上の問題を考慮した指定→余裕教室として指定

B：④に指定された学校の余裕教室は、教育委員会の新たな機能を持つ施設として、また市全体の中で必要な施設を検討していくため、特別保留分として協議しその機能を決定し、必要な整備を行う。

<留意事項>

注1：特別支援学級センター校対応児童が在籍の富士小学校については、障害児童の対応等を考慮し、余裕教室の活用の指定は当面行わない。

注2：B(特別保留分)の指定については、A(余裕教室)の活用状況を踏まえる必要があること、学校施設から完全に分離するためのハード整備が必要なこと、更には公立幼稚園と小学校の併設について将来的に検討の余地があること等から、当面行わない。

- (2) 余裕教室の指定状況を公表する。(別添資料)
- (3) 毎年指定作業を実施する。(見直し指定作業実施)

5 想定される余裕教室の活用内容

- (1) P T Aの活動拠点としての活用
- (2) 放課後児童クラブとしての活用
- (3) 総合型地域スポーツクラブや地域住民と子どもとの交流空間としての活用
- (4) 子どもの居場所としての活用、その他県民交流広場事業等における地域の子どもたちとの関わりを深めるための社会教育的活動、文化的活動、福祉活用等
- (5) 防災拠点としての活用
- (6) 園児数減少に伴う小学校内への幼稚園の移転場所として活用

なお上記以外に学校教育の充実に必要な活用方法として以下の内容が想定される。

- 特別支援のための教室(集団における授業が困難児童のための部屋等)
- 図書、コンピュータ、外国語科等学習、その他小人数による学習スペース、展示

スペース

- 郷土資料室、教材室、児童机椅子保管室
- 児童会室、児童生徒の交流スペース、ランチルーム
- カウンセリングスペース、相談室、会議室
- 教育情報センター、教育研修施設

6 余裕教室活用の基本的考え方

(1) 重要な視点

余裕教室を活用する上での大切な視点は

① 児童生徒が地域の中で、住民とともに安心して健やかに育つこと

② 地域と学校の良い関係（協力体制）を構築すること

※よって単なる大人の趣味的活動の場とならないよう活用を図っていく必要があり、原則校区内の住民が一定規模以上の人数で、かつ子どもの健全育成を主目的とした活動の場合に余裕教室の活用を認める。（但し特別保留分は別途活用内容等協議し決定する。）

(2) 優先順位

- ① 緊急避難所等防災拠点としての活用は、人命にかかることであり、最優先順位となるが、緊急かつ一時的な活用となるため本ガイドラインの手続き等は適用しない。また将来公立幼稚園において、園児数が減少する中で、小学校施設内へ幼稚園を移設することが園児の安全上、また幼小の連携上メリットも考えられることから（既に母子小学校では同一施設内に併設している。）余裕教室を活用した幼稚園小学校併設について検討が必要になる可能性がある。よって仮にそのような場合が発生した時には、優先的に余裕教室の活用を検討する。
- ② 放課後児童クラブの活用は、過去の経緯、学校との連携の必要性、国の方針、児童の安全面や児童福祉の観点から、第1優先順位で余裕教室を活用する。
- ③ 市又は教育委員会関係課、学校が主体的に実施する事業で、余裕教室の活用が国県等の方針からも適当でかつ他の施設で実施することが適当でない（困難な）場合は、第2優先順位で活用できる。（例：スポーツクラブ21、子どもの居場所づくり事業、県民交流広場事業等）
- ④ PTAが活動するための環境を整えることは、学校運営にとって非常に重要であり、学校の中にその活動場所を確保することは、児童の安全面からも必要である。よって上記②③に次いで優先的に活用を考える。

<当面の施設の活用内容>

なお「余裕教室活用の基本的考え方」からその活用形態を考えた場合、当該校区から通学する不特定多数の児童生徒を対象にし、教育福祉的性格の高いもので、更に運営の継続性の高さも考慮されることから、運営主体や内容に違いはあるものの、次の5形態

が想定できる。

- ① 放課後児童クラブ
- ② スポーツクラブ 2 1
- ③ 子どもの居場所づくり（例：放課後子どもプラン、県民交流広場事業における子どもと地域の大人との交流等取り組み）
- ④ P T A活動拠点（関連：子どもの見守りボランティアの拠点等含む）
- ⑤ 市全体で利用方法を検討する特別保留分

更に①②③の事業は、責任者を明確にした上で合同の事業として実施することも可能である。

よって当面上記①～⑤を中心に、施設利用が行えるよう各学校における余裕教室の指定について調整を行う。

（3）施設整備基準

- ① 教室の形状を変える整備は原則（特別保留分除く）行わない。
- ② 管理区分を明確にするためのシャッター等の設置、空調、トイレその他必要設備・備品の整備については、学校長及び教育委員会事務局（施設担当）と事前協議を行いその指示に従うこと。
- ③ 施設備品の整備は、原則余裕教室活用者が実施し、活用期限終了後速やかに現状復帰を行う。なお学校長及び教育委員会事務局施設担当の指示する範囲内で行う。

（4）活用期限

- ① 原則毎年更新とするが、教育委員会が認める場合は書類の省略ができる。

7 活用時の留意点

- （1）余裕教室に指定した後に、学校教育目的に使用することが発生した場合（児童数の増加、少人数学級の導入等により教室数に不足が生じる（予測される）場合）、学校施設の工事期間中に支障が出る場合、また児童生徒や教育へ悪影響が生じることが想定される場合は、余裕教室の活用を停止する。また既に余裕教室を転用して活用している場合に、優先順位の高い活用希望が出された場合は、事前に協議し次年度の活用更新を行わないことができる。
- （2）国庫補助事業により整備された施設の転用を図る場合で、国の承認が得られない内容のものや国庫補助金返納が発生する場合は、原則活用の許可を行わない。
<参考：文部科学省ホームページ抜粋>
 - ・ 「公立小中学校の余裕教室は、市区町村の財産ですので、その財産をどのように活用するかは、市区町村が決定するものです。」「補助金を得て建てられた建物については、本来の用途以外に使用したりする場合には、大臣承認を得る必要がある。」

- ・ 大臣承認に代えて、報告とする事項の大幅な拡大
幼稚園、保育所、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、学童保育施設、児童館、老人デイサービスセンター、備蓄倉庫
- (3) 余裕教室利用者の管理責任を明確にする。よって活用内容（運営主体、時間、活用頻度、対象者、その他内容）を考慮し学校管理上問題がある場合は余裕教室転用の許可は行わない。そのためできるだけ管理区分明確に行いやすい場所を余裕教室として指定する。また余裕教室を活用している時の事故や損害等については、運営主体者（管理責任者）が責任をもって処理をする必要があることから、事前に保険加入等対応を行う。
- (4) 特定の者を対象にするものや、公益性や公共性に問題があると判断した場合は、余裕教室の活用を禁止又は停止する。また余裕教室での営利目的の活動は禁止する。
- (5) 校庭等学校敷地に建物を建設し学校教育目的以外で使用する場合の取り扱いについては、「余裕教室」ではないため本ガイドラインの適用はないが、参考にしながら別途手続き等については関係課と協議し対応する。
- (6) 余裕教室を活用する場合は、特に授業時間帯については、不審者等がまぎれて進入することを防止するため、名札、腕章等を義務づける等対策を講じる。また児童生徒の安全確保の観点から車での利用制限も行う。
- (7) 今後学校施設の老朽化等に伴う大規模改修工事等を実施する際には、余裕教室の活用動向、地域への開放状況を踏まえて、学校との管理区分の明確化やバリアフリー化について設計段階で配慮するよう努める。

8 具体的手続き

- ①申請：施設利用者名（管理責任者）で教育総務課へ活用の7日前までに申請する。（目的、効果、対象者、利用時間帯曜日）
- ②協議：教育委員会教育総務課と学校長協議の上条件を付して許可（利用規定の策定等）
- ③公表：活用内容を公表
- ④報告：年度末に活動実績を学校へ報告（更新申請兼ねる）→学校長判断→教育総務課へ報告→公表
- ⑤活用中止：活用をとり止めるときは、その旨を文書で届け出ること
- ⑥必要書類：目的外使用許可申請、実績報告書兼更新申請書、その他教育委員会が必要とする書類

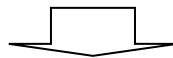
フロー図

余裕教室の指定と公表
(教育総務課)



余裕教室活用意向の発生 (地域又は活用担当課)

- ① 学校名、活用目的、用途、活用時間帯期間、活用人数等
- ② 運営主体、管理体制



事前協議 (教育総務課担当・活用担当課・学校長・地域)

- ① ガイドラインとの整合性の確認
- ② 財産処分・国手続きの確認
- ③ 学校管理運営上の課題整理 (シャッター、空調、トイレ等施設整備の有無等) なお予算・補助金等財源措置が必要な場合は活用担当課が対応

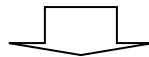
注) 特別保留分の活用の決定は事前に教育委員会協議・市審査指導課・市消防本部協議

学校長は必要に応じてPTA、学校評議員へ意見聴取



活用可否回答 (教育総務課・活用担当課・地域)

- ① 条件提示等
- ② 活用の具体化・・・具体的手続き上記8参照



公表・活動・実績報告